

鳥取県告示第322号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所
千代川漁業協同組合
鳥取市河原町長瀬34-5
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第1号
- 3 認可に係る変更の内容

千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、<u>小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者</u>については、この限りでない。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">禁止区域</th> <th style="text-align: center;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八頭郡智頭町大字市瀬<u>鳥巢</u>のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤(<u>関屋堰</u>)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p>	禁止区域	禁止期間	八頭郡智頭町大字市瀬 <u>鳥巢</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から 12月31日まで	八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤(<u>関屋堰</u>)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域		略		略		<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、<u>児童(12歳に満たない者をいう。以下同じ。)</u>及び組合の承認を受けた行事に参加する者については、この限りでない。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">禁止区域</th> <th style="text-align: center;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八頭郡智頭町大字市瀬<u>鳥巢</u>のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>八頭郡智頭町大字市瀬<u>関屋</u>のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p>	禁止区域	禁止期間	八頭郡智頭町大字市瀬 <u>鳥巢</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から 12月31日まで	八頭郡智頭町大字市瀬 <u>関屋</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域		略		略	
禁止区域	禁止期間																				
八頭郡智頭町大字市瀬 <u>鳥巢</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から 12月31日まで																				
八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤(<u>関屋堰</u>)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域																					
略																					
略																					
禁止区域	禁止期間																				
八頭郡智頭町大字市瀬 <u>鳥巢</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から 12月31日まで																				
八頭郡智頭町大字市瀬 <u>関屋</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域																					
略																					
略																					

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円
略	

3～11 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生	年間 1,000円
高校生（県内に住所を有する者に限る。）及び70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円
略	

3～11 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成23年5月27日